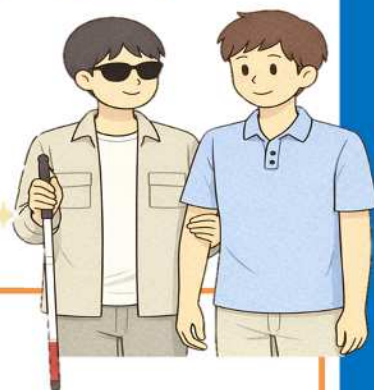


相談支援 同行援護

と 研修受講料を補助します

さいたま市内の障害福祉サービス事業所で

働くかたを応援します！



対象要件

研修を修了したのち

さいたま市内の障害福祉サービス事業所で

3か月以上働いているかた が対象

補助内容

・補助上限額 最大 **28,000円**

・**令和8年4月1日以降**に受講した研修が対象

埼玉県内で行われる研修については
こちらの二次元コードより、
埼玉県HPをご確認ください。

相談支援



同行援護



対象となる研修	補助上限額
相談支援従事者初任者研修	23,000円
主任相談支援専門員研修	27,000円
同行援護従事者養成研修 (一般課程)	28,000円

※本補助事業は申請いただいた順に予算の範囲内で交付するため、
年度の途中で事業終了となる場合がございます。

詳しい情報については右の二次元コードより、
市ホームページをご確認ください



<問い合わせ先>

さいたま市福祉局障害政策課 事業所係 TEL 048-829-1309

